

彦根市中長期財政の見通し

令和 8 年度（2026 年度）～令和 17 年度（2035 年度）

令和 7 年（2025 年）12 月

彦根市

目次

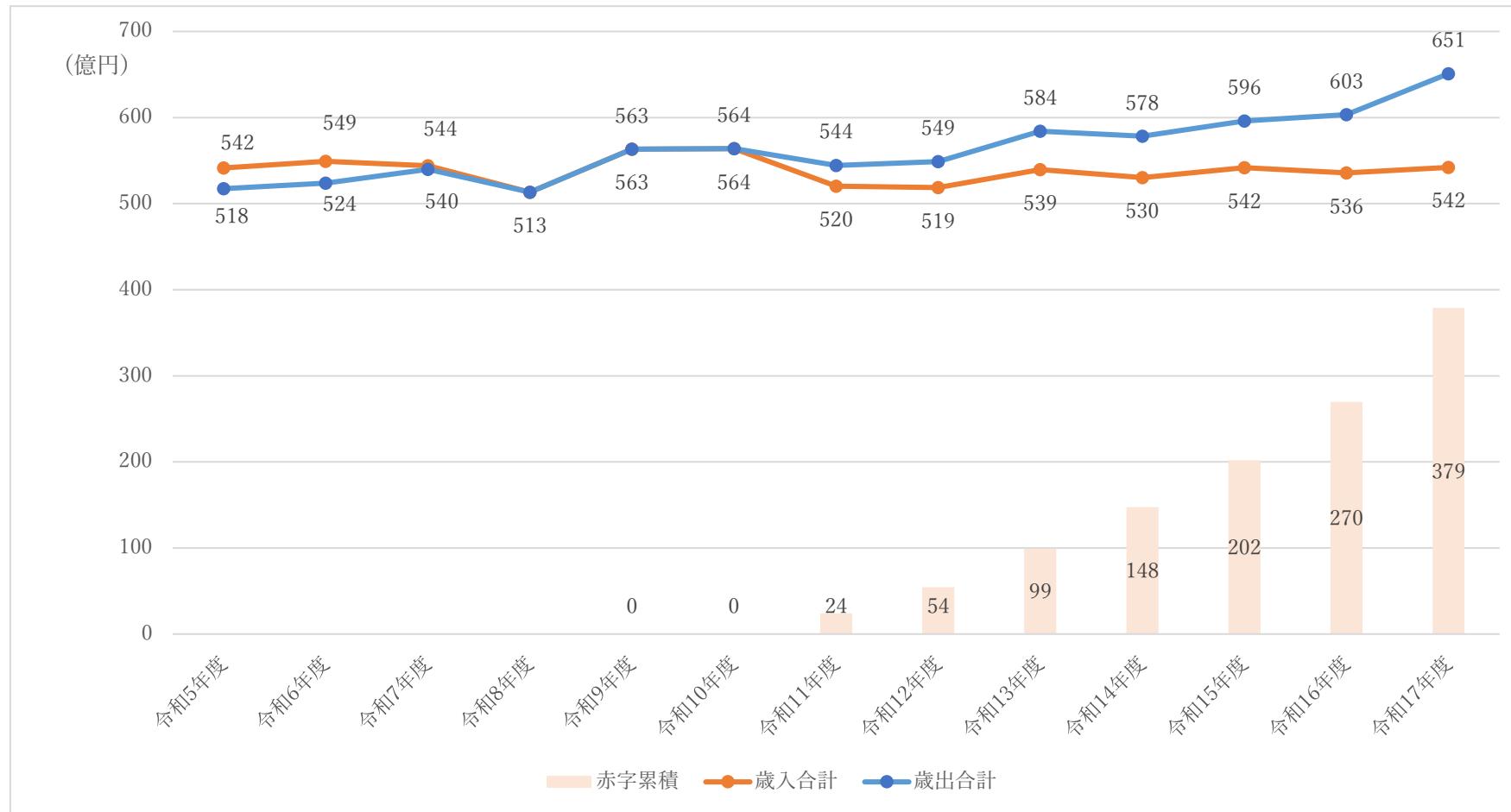
①決算収支の見通し	1
②歳入の見通し	2
③基金残高の見通し	3
④歳出の見通し	4
⑤扶助費の見通し	5
⑥公債費および実質公債費比率の見通し	6
⑦投資的経費と地方債発行額の見通し	7
⑧地方債残高の見通し	8
⑨行財政改革の取組	9
【参考資料】用語の説明	10

※令和 6 年度までは決算額を、令和 7 年度以降は現時点での見込み額を計上しております。

※計画および金額は現時点のものであり、今後の状況により変更となる場合があります。

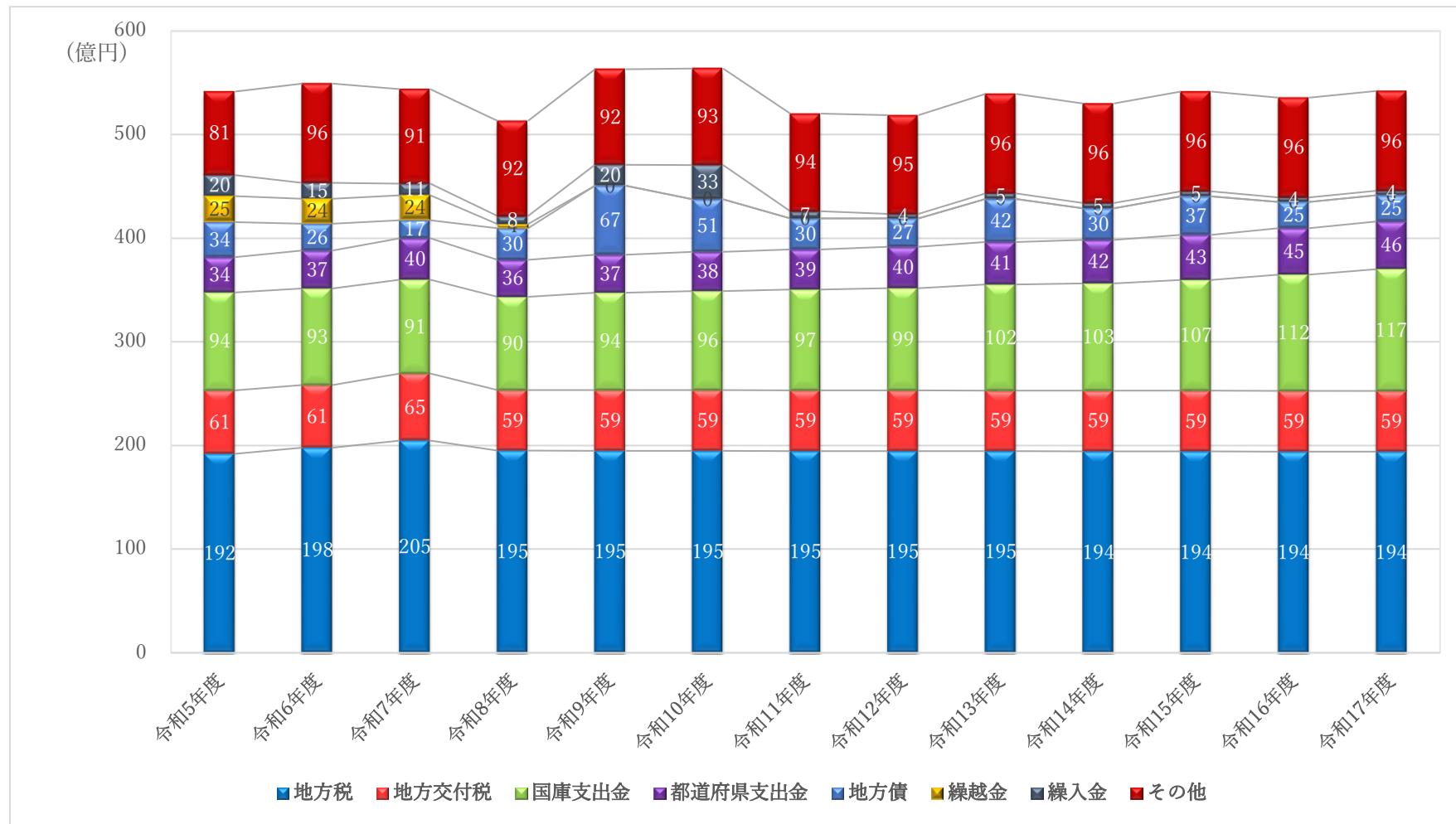
①決算収支の見通し

- 令和 10 年度まで財政調整基金を取り崩す等により収支の均衡を保つものの、
令和 11 年度からは財政調整基金が枯渇することから、実質収支が赤字に転じる見込み。
- 令和 17 年度には累積赤字が約 379 億円となる見込み。



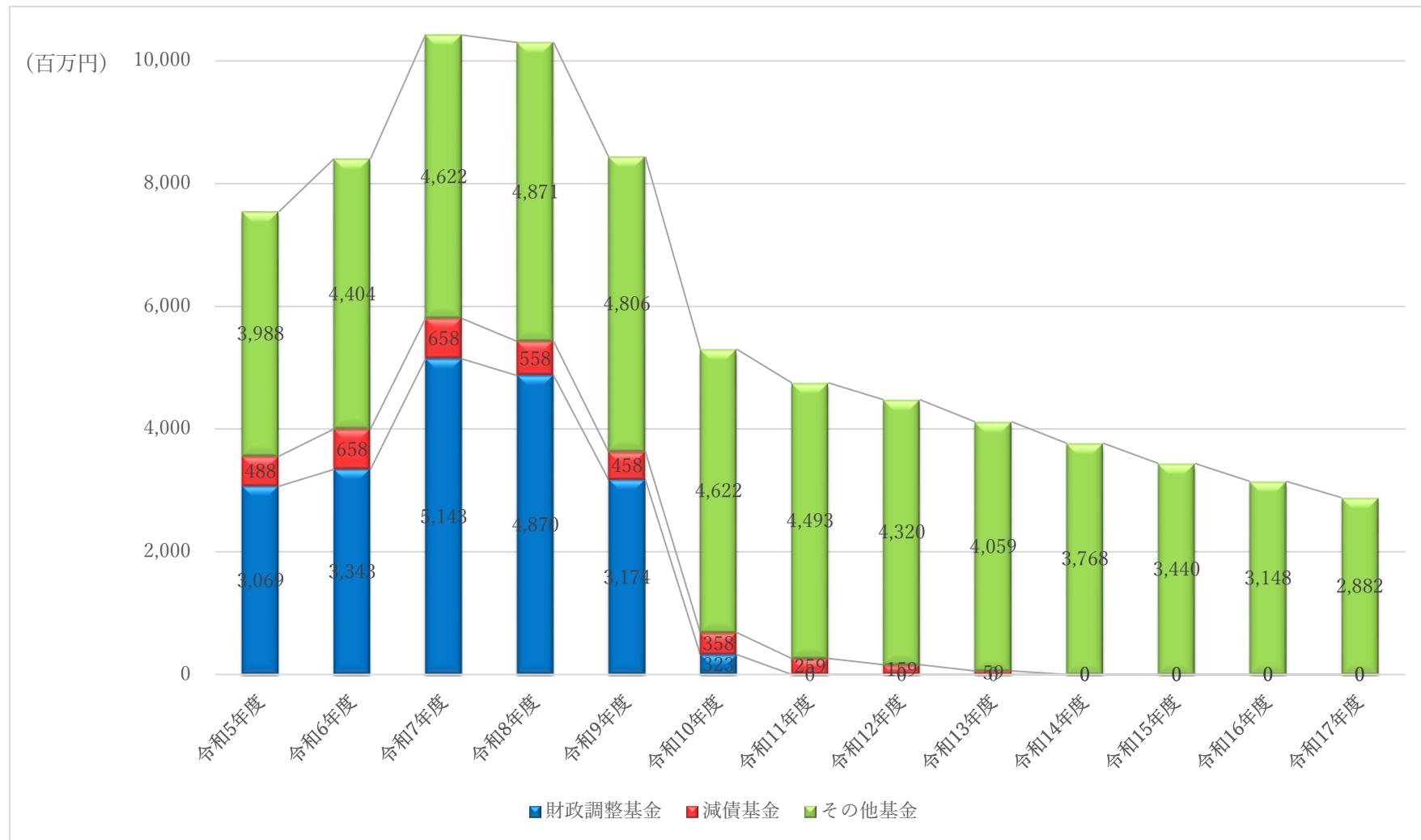
②歳入の見通し

- ・税収については約 195 億円をベースとしつつ人口減に伴い 10 年間で 1 億円の減収、税交付金等は横ばいとなる見込みとした。
- ・扶助費の増加に伴い国庫支出金等については、増加する見込みとした。



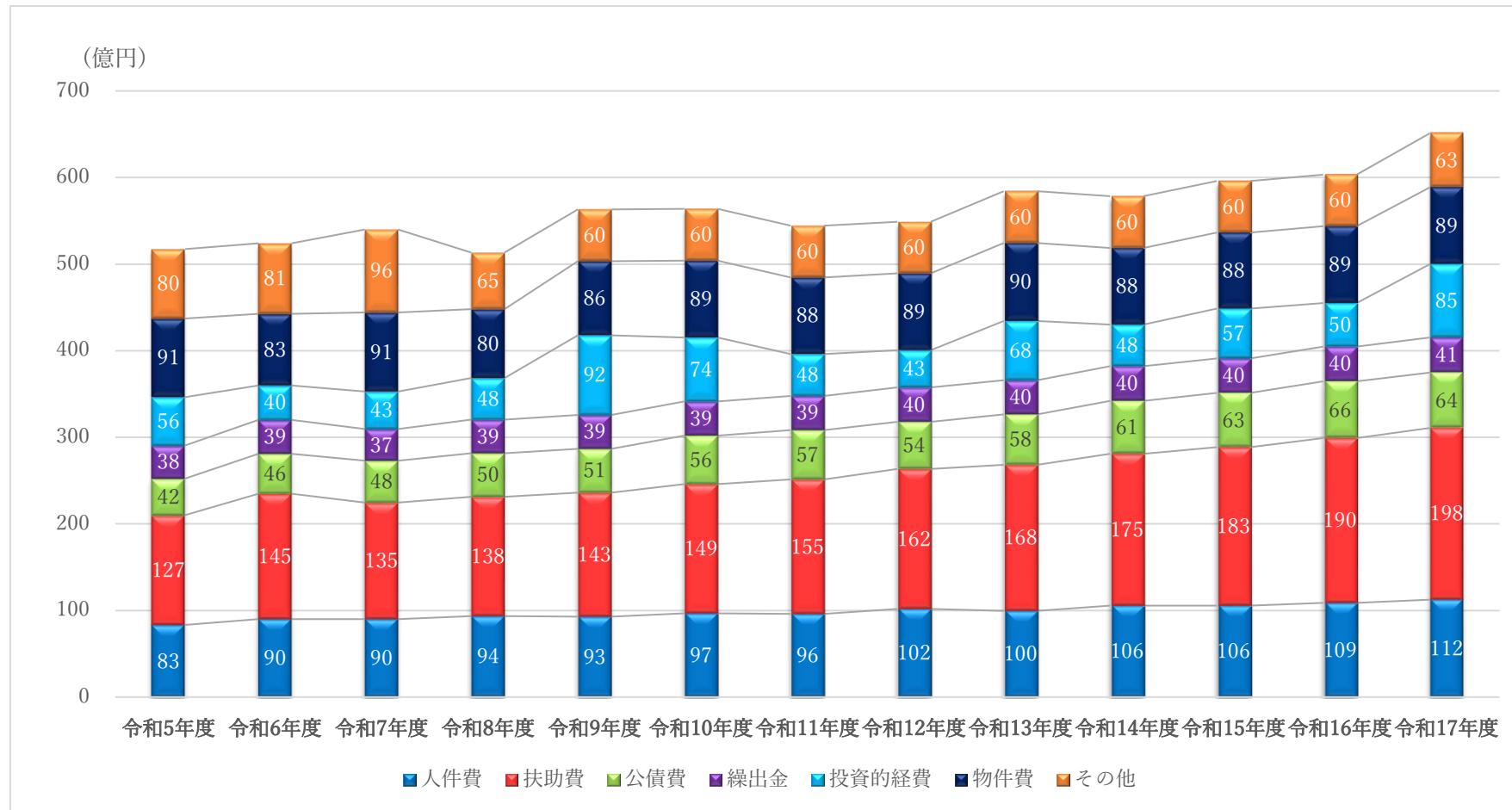
③基金残高の見通し

- 令和11年度で財政調整基金が枯渇し、特定目的基金についても一般廃棄物処理施設整備基金以外はほぼ枯済する見込み。



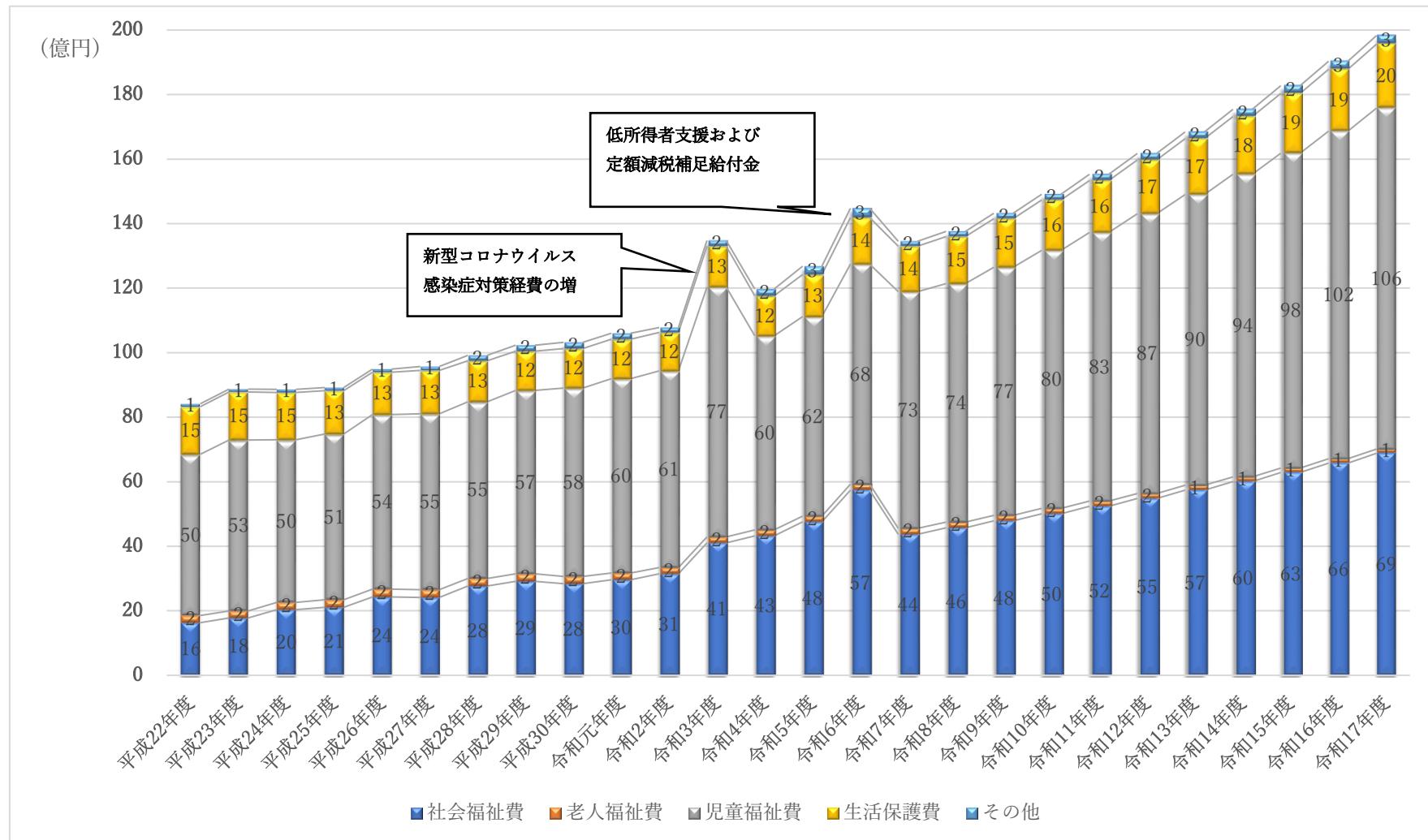
④歳出の見通し

- ・人件費については、令和7年度の人事院勧告に伴う増加および令和8年度以降は過去伸び率を参考に増加する見込みとした。
- ・物件費は物価高騰や(仮称)図書館中部館の運営経費を受けて増加傾向で推移する見込みとした。
- ・積立金については、これまでと同様の金額を確保できないため減額に転じる見込み。



⑤扶助費の見通し

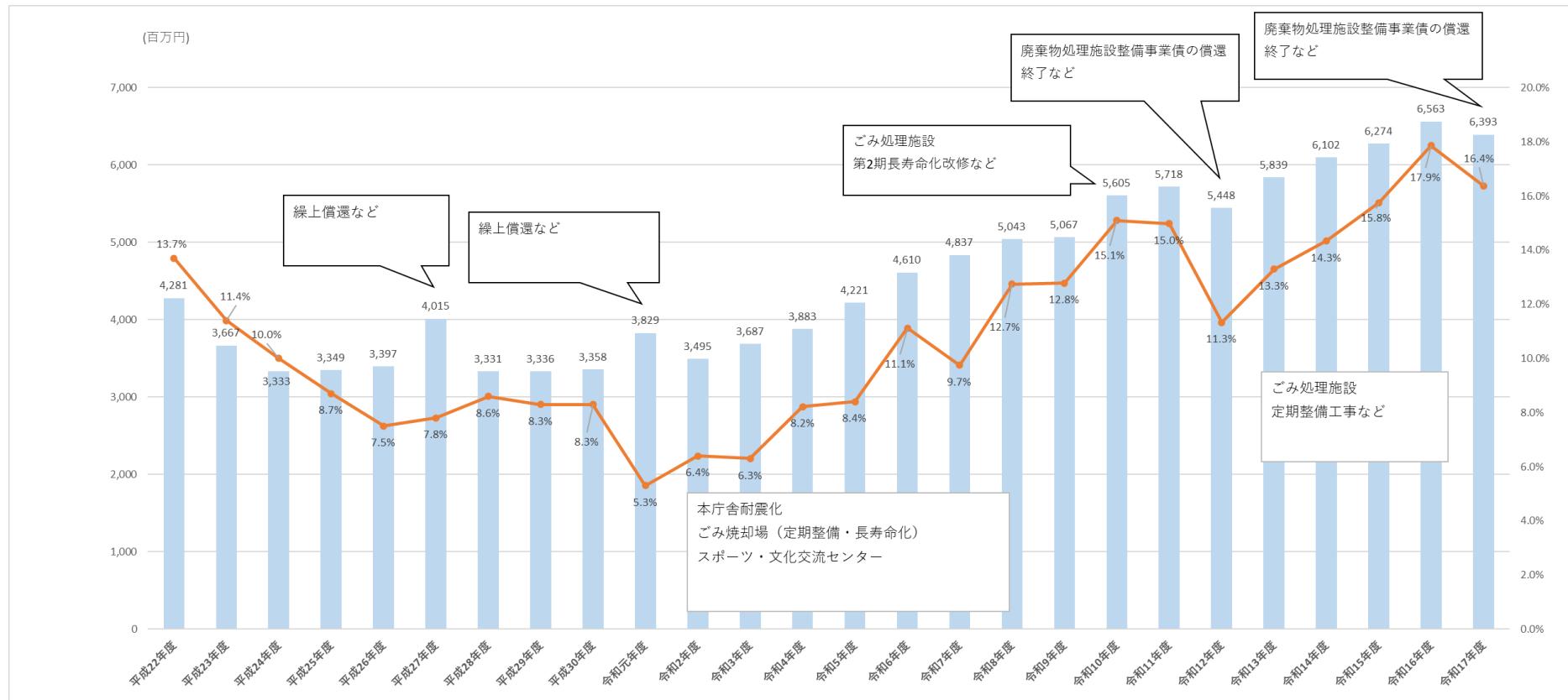
・扶助費については、令和7年度以降は過去伸び率を参考に増加する見込みとした。



⑥公債費および実質公債費比率の見通し

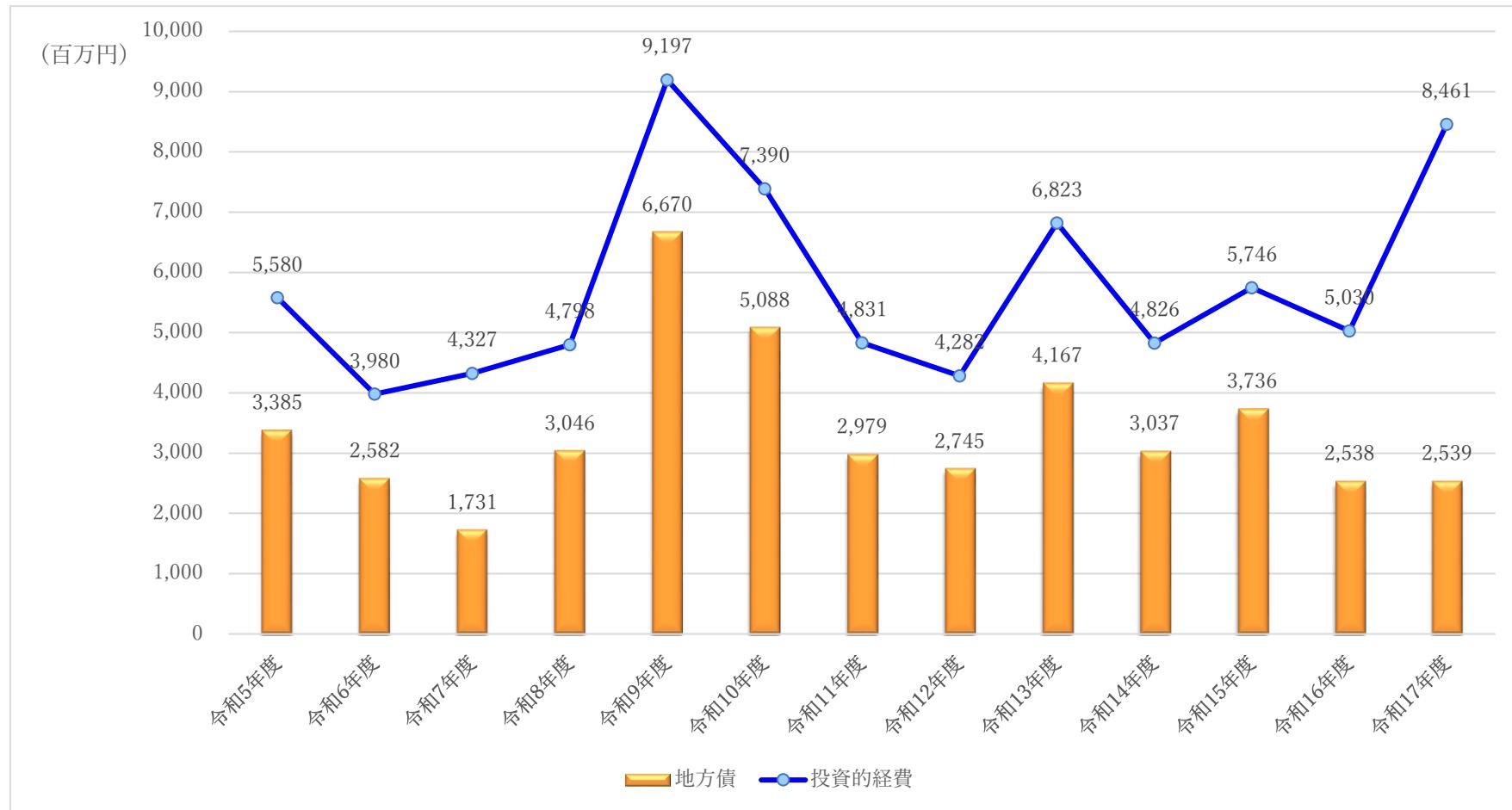
- ・公債費は令和8年度には50億円を超過する見込み。
- ・実質公債費比率は令和13年度から新ごみ処理場の負担金が生じる影響で、令和16年度には17%を超過する見込み。

(※臨時財政対策債を含む)



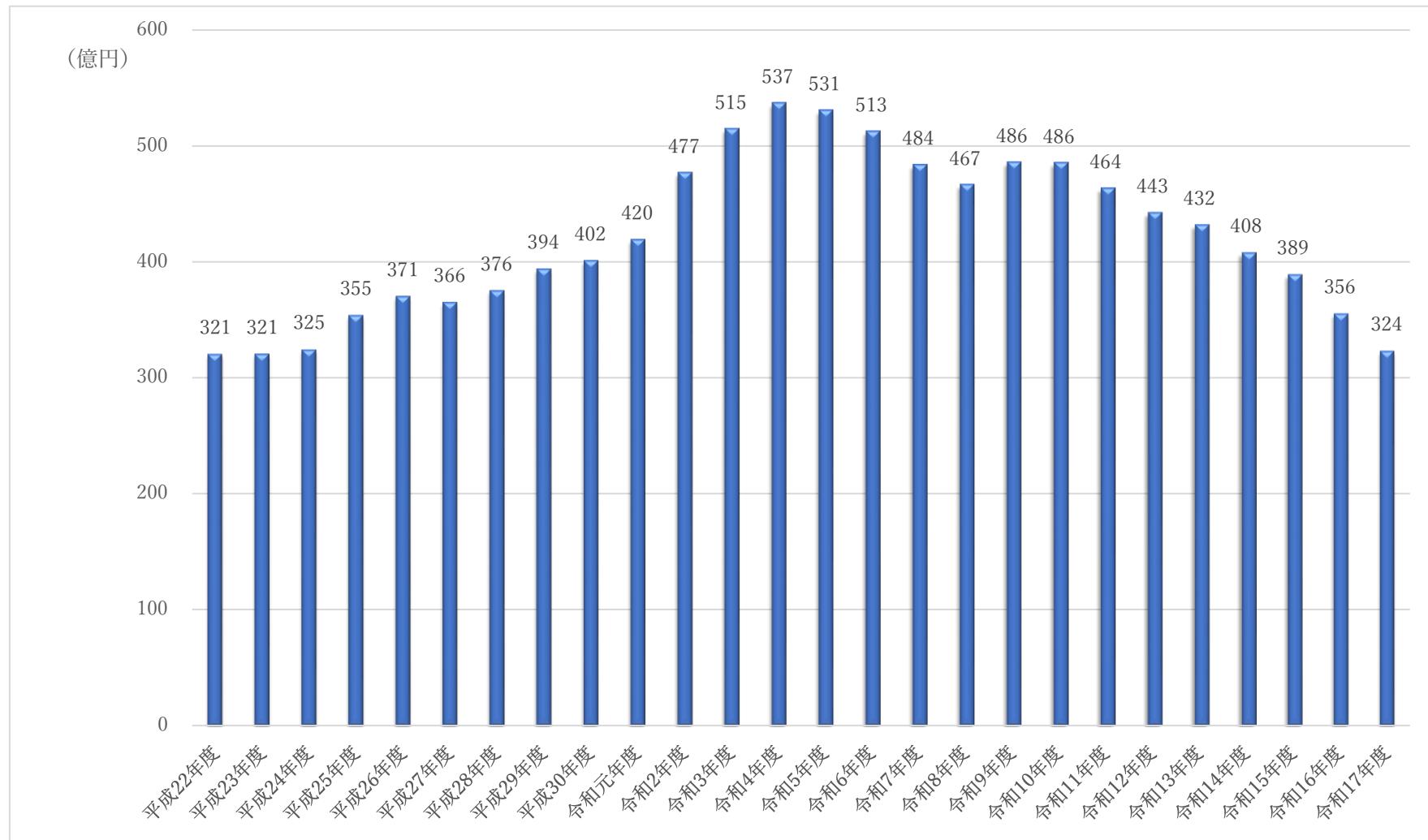
⑦投資的経費と地方債発行額の見通し

- ・(仮称) 図書館中部館整備 (R8～R9：約 18 億円)、現ごみ処理場の第 2 期長寿命化改修工事 (定期整備工事含む) (R9 : 約 43 億円) および施設解体工事 (R17:約 40 億円) ほか



⑧地方債残高の見通し

- ・市債の償還が進み、残高としては減少する見込み。



⑨行財政改革の取組

収支改善のため、以下の取組を進めます。

1 公共施設の統廃合と適正管理

設置の目的や政策の進捗を検証した上で、人口減少や少子高齢化を考慮し、市民サービスの質的向上を念頭に、施設の必要性や配置バランス、老朽化などの状況から施設の複合化・集約化を進める。また、存続する施設については、長寿命化・適正維持に努め、コストの削減を図るとともに、適正な受益者負担を求ることにより、サービスの維持向上に努める。

2 人件費等の抑制

DX や生成 AI 等を活用し、時間外労働時間の削減を図るとともに、国スポ・障スポ後の職員適正配置により人件費の削減に努める。また、市が人件費等を負担する他団体についても、人件費や物件費等の削減の余地がないか精査し、市の負担軽減を図る。

3 新たな財源を生み出す

企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等について、より共感・協力を得られるようテーマ設定を行い、財源確保を図る。また、彦根城をはじめとした公有財産やひこにやんなどの地域資源を活用し、可能な限りの財源確保を図る。

4 その他の取組

彦根市行政経営改革プランに定める「(1) 健全な財政基盤の確立」「(2) 効率的・効果的な行政体制の整備」という 2 つの重点事項の実現に向けて各取組を進め、長期にわたり持続可能な行財政経営基盤を確立する。

【参考資料】用語の説明

頁	名 称	説 明
P1	財政調整基金	自治体が財源に余裕のある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための資金を積み立てる目的で設ける基金。
P2	地方交付税	地方財源の均衡を図り、地方行政の計画的な運営を保証するために、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を、国が自治体に交付する税。
P2	国庫支出金	国と市町村が共同で行う事業などについて、定められた経費負担の区分に基づき、国が市町村に対して支出する負担金、委託費、特定施設の奨励、財政援助のための補助金など。
P2	都道府県支出金	都道府県が市町村に対して支出する経費。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、国庫支出金を都道府県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）がある。
P2	地方債	投資的事業のように多額の経費が必要となる際に、その資金を調達するために発行する債券であり、長期的な借入金のこと。
P2	繰越金	前年度の決算で余剰が生じた際に繰り越される経費。
P2	繰入金	会計相互間で、一方の会計の収支不足を補填するなどの目的で他方の歳入に充当される経費。基金からの繰り入れも該当する。
P3	減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金。
P3	その他の 特定目的基金	特定の事業等を実施するための資金を積み立てる目的で設ける基金。
P4	人事院勧告	民間企業従業員と国家公務員の給与水準を合わせることを基本に行われるもので、独立機関である人事院が必要な給与改定について国会と内閣に同時に勧告を行うもの。
P4	扶助費	社会保障制度の一環として、自治体が各種法令に基づいて実施する給付や、自治体が単独で行う各種扶助に要する経費。
P4	公債費	市が発行した地方債の元利金の返済（償還）に要する経費。
P4	繰出金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも含まれる。
P4	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備等（投資的事業）のために要する経費。
P4	物件費	地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。消耗品費をはじめとした需用費や、委託料、備品購入費などが幅広く該当。
P6	臨時財政対策債	國の地方交付税の財源が不足した場合に、市が不足する一般財源に対処するために発行する地方債。